

鳥取市は、令和4年度より

体験的学習活動等休業日 を導入します！

○どんな制度なの？

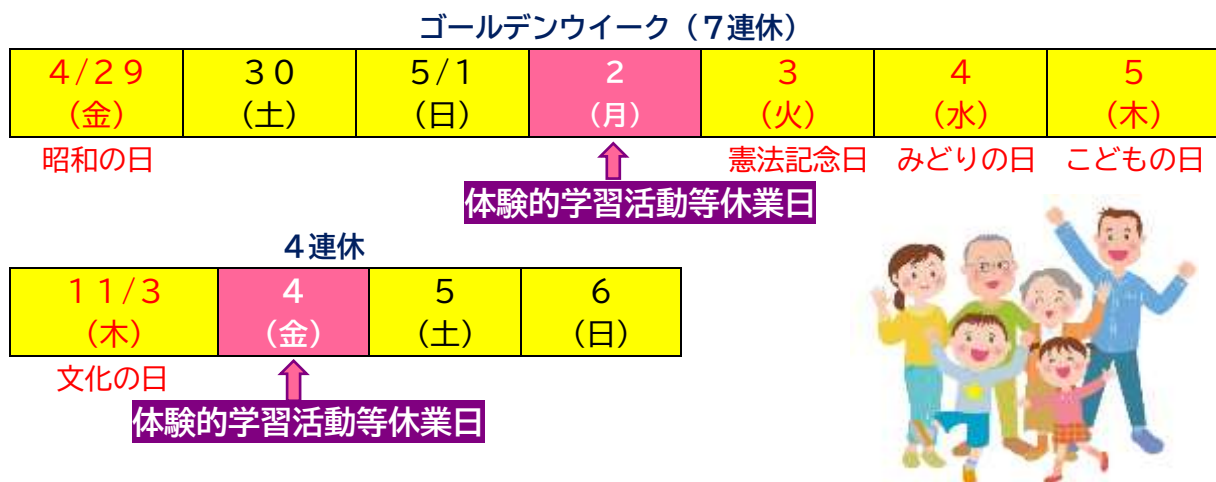
「体験的学習活動等休業日」とは、家庭及び地域における体験的な学習活動などを行うための学校休業日（学校教育施行令に定められた休業日）です。

コロナ禍で大きく制限を受けた子どもたちの体験活動などの機会をつくとともに、家庭や地域でのふれあいが一層深まる機会となることをねらっています。

○いつが休みになるの？

4月末からのゴールデンウィークと11月の文化の日前後の連休のはざまの平日を「体験的学習活動等休業日」とします。市立の幼稚園、小・中・義務教育学校が休業日となります。（令和4年度だけでなく、令和5年度以降も同様に休業日を設けます。）

<令和4年度のイメージ>



○期待される効果は？

- ・子どもたちが家庭や地域で多様な体験活動等を行う機会が増え、子どもたちの心身の健全な発達を促進します。
- ・子どもの休みに合わせ、社会全体で年休取得の促進につながります。
- ・地域、様々な社会教育団体、企業等が体験的活動につながるイベント等を組みやすくなります。
- ・家庭や地域で子どもたちとふれあう機会が増え、社会全体で子どもたちを育てていく機運が醸成されます。

放課後児童クラブ、鳥取市立の幼稚園の預かり保育は通常どおり開所し、仕事を休めない保護者の方をサポートします。



【問合せ先】

鳥取市教育委員会事務局
学校教育課 指導係
電話：0857-30-8412